

# 平成23年 給与勧告及び報告の概要

平成23年10月28日  
福岡県人事委員会

## 《本年のポイント》

月例給は引下げ改定、ボーナスは改定なし～平均年間給与は△1万円(△0.16%)～

- ① 職員の給与が民間の給与を上回るマイナス較差(△0.16%)を解消するため、給料月額引下げ
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし

## 1 民間給与との比較

### (1) 月例給

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (C) = (A) - (B) [(C) / (B) × 100]
389,690円	390,303円	△613円 [ △0.16% ]

### (2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

民間の年間支給割合 (A)	職員の年間支給割合 (B)	差 (A) - (B)
3.97月	3.95月	0.02月

### 【参考】平成23年人事院勧告

【月例給】	【期末・勤勉手当】
△899円 [ △0.23% ]	改定見送り(東北3県考慮) (民間の支給割合3.99月)

## 2 民間給与との較差に基づく給与改定

### (1) 給料表

人事院勧告における俸給表の改定に準じて引下げ改定

### (2) 期末・勤勉手当

民間のボーナスの年間支給割合が職員の期末・勤勉手当の年間支給割合とおおむね均衡していることから、改定なし

### (3) 実施時期等

ア 改正給与条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施。

イ 公民較差相当分を年間給与でみて解消するため、12月期の期末手当において、人事院勧告の取扱いに準じた調整措置(改定額と公民較差の差を考慮)を講ずる。

### 【参考：改定後の平均給与月額】

平均給与月額	現行	390,303円	平均年齢 43.7歳 平均経験年数 21.9年
	改定後	389,140円(△1,163円)	

## 3 給与構造改革に伴う経過措置

平成18年度以降実施してきた経過措置は、本県の実情を考慮した激変緩和措置を講じた上で廃止

## 4 意見

### (1) 給与構造改革等

本年の人事院勧告では、国が平成18年度からの俸給表水準の引下げに伴い設けた経過措置を、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、激変緩和措置を講じた上で、平成25年4月1日に廃止することとしている。当該経過措置は本県も同様に設けているところであり、地方公務員の定年年齢も国に準じた引上げが見込まれること等を勘案すると、廃止することが適当である。しかしながら、当該経過措置の適用者の状況が国とは異なるため、廃止に当たっては、本県の実情を考慮する必要がある。

### (2) 勤務環境の整備等について

ア 時間外勤務の縮減については、依然として長時間の時間外勤務が常態化しているような職場では引き続き原因解明と改善を進め、特に管理監督者は率先垂範して積極的な働きかけを行っていく必要がある。また、休暇を取得しやすい職場環境づくりを更に進め、年次休暇等の計画的・連続的な使用の促進に努める必要がある。

イ メンタルヘルス対策については、特に予防対策を強化する必要があり、職員が自ら心の健康状態を把握し、必要に応じて相談体制を活用することや、管理監督者が日頃から職員のストレスの状況把握に努めるとともに、事務改善や相談しやすい職場環境づくりに努めることが重要である。

ウ 職業生活と家庭生活の両立支援については、男性職員の出産・育児休暇の取得や育児休業の取得率向上を図るため、管理監督者の意識徹底や職場の支援体制の強化を図っていく必要がある。また、短期間の育児休業取得者の期末手当の見直しについては、育児休業取得促進に当たり、国と同様の措置を講ずる必要がある。

### (3) 人事評価制度について

本県（知事部局）での新たな人事評価制度は、職員の人材育成や効果的・効率的な行政運営を主眼として、評価方法等の改善が重ねられてきたが、今後は、職員の士気の向上に資するよう、評価結果の給与への適切な反映が求められており、実施状況を検証しながら、職員の理解と納得を得る取組を進め、有用な制度としてその整備を早急に進める必要がある。

### (4) 高齢期の職員の雇用確保について

人事院は、本年の給与勧告にあわせて「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について」の意見の申出を行った。本県においても、関係法令の改正動向に留意し、国に準じた定年年齢を基本として人事給与制度や人材活用方策などの具体的な制度の検討を進める必要がある。